

第3回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会議事録

日時：平成24年9月7日（金）

午後1時30分から午後3時30分

場所：県庁 議会増築棟 3階 第2特別会議室

田中企画幹

それでは定刻になりましたので、ただいまから「第3回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会」を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます地球温暖化対策課企画幹の田中です。どうぞよろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

それでは初めに、原環境部長からご挨拶を申し上げます。

原部長

皆様方、こんにちは。お疲れ様でございます。長野県環境部長の原でございます。本日は、「第3回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会」を開催いたしましたところ、委員の皆様方、ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げる次第でございます。本日も第1回、第2回に引き続きまして活発な議論をお願い申し上げます。この専門委員会の立ち上げ以来、3カ月経過したわけですが、本日の議論を経まして、中間報告の取りまとめをするに至ったところでございます。委員の皆様方にはこの間、専門委員会はもとより、タスクフォース、それからステークホルダー会議など多くの議論の場に参加いただきまして、活発にご議論いただきましたことを感謝申し上げます。また、この間、このところずっと新聞、メディア紙上を賑わわしているわけですが、国におきましてもエネルギー政策、地球温暖化対策の方向性について、一体となった議論が行われておりまして、政府が示しておりますところのエネルギー政策のいずれの選択肢を採りましても、産業でありますとか、家庭でございますとか、国民生活に非常に大きな影響を与えるということを改めて認識しているところでございます。また先般、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立していることなど、私どもが策定中の長野県の環境エネルギー戦略をすすめていく上でも、その基盤というものが少しずつ整いつつあるのではないかと、このように認識しているところでございます。10日とか言われておりますが、まもなく出されますところの「革新的エネルギー・環境戦略」の内容も注視しながら、長野県としての環境エネルギー戦略の策定の作業を鋭意すすめてまいりたいと考えているところでございます。

本日の会議では次第でもありますように「長野県環境エネルギー戦略(素

案)」、それから「長野県地球温暖化対策条例改正に関わる主要事項骨子(素案)」についてご議論していただくこととなっております。限られた時間でございますけれども、活発にご議論いただけるようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

田中企画幹

ここで本日お手元にお配りしました資料の確認をお願いします。本日の会議資料は「会議次第」と「委員出席名簿」の他に、お手元にあると思いますが「資料一覧」記載の資料でございます。ご確認をお願いします。足りない方は、挙手をしていただければ、係の者がお渡しいたします。なお本日都合によりまして、宮入賢一郎委員、宮下正一委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。また本日の会議は公開とさせていただきます、内容につきましては議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨委員の皆様におかれましては、ご了解をお願いいたします。

それではこれから議事に入らせていただきます。本日の会議事項についてですが、「長野県環境エネルギー戦略(素案)」について、「長野県地球温暖化対策条例改正に係る主要事項骨子(素案)」について、「長野県環境審議会への中間報告」についてでございます。議長につきましては、「長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会設置要綱第4の規定」により、委員長が議長を務めることになっております。一方井委員長さんに議事の進行をお願いいたします。

一方井委員長

はい、田中企画幹、どうもありがとうございました。皆様、今日はお疲れ様でございます。それではこれから私が司会進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次第にございますように今日大きく3つ会議事項がございます。最初に1つ目、「長野県環境エネルギー戦略(素案)」についてということで、事務局から説明をお願いいたします。いくつかの事項に分かれておりますので、それぞれ1つずつやっていく、ということでお願いいたします。

中島課長

それでは資料1をお願いいたします。新制度策定にあたっての論点整理ということで、前回少し積み残しになっていた部分や、少し精査をした結果、再整理したものをご説明したいと思います。

まず1点目ですけれども、「地球温暖化対策と環境エネルギー政策の定義について」でございます。別紙1をお願いいたします。前回の議論の中で、新しい計画の名称として環境エネルギー戦略ということで皆さんにご議論

いただきましたが、この地球温暖化対策と環境エネルギー政策という言葉の概念について、ここで整理をさせていただきます。

地球温暖化対策につきましては、ここの左半分のところ。「フロン」「吸収・固定化」「適応策」そして「省エネルギー」「自然エネルギー」が、地球温暖化対策の範疇ということでございます。

環境エネルギー政策、ここでは長野県としての定義をしたいということで、英語では“Sustainable Energy Policy”というかたちで翻訳するのがよいと思いますが、ここでは「省エネルギー」「自然エネルギー」、そしてこの東日本大震災以降、国の重要策にもなっています「エネルギー適正利用」「ピーク抑制」、そういった節電がらみの視点を新たに入れていくという観点と、自然エネルギーを活用したエネルギーの自立型の地域をつかっていく、それによって力強い地域づくりをしていく「エネルギー自立地域」といった視点。こういった視点を含めたものを環境エネルギー政策と定義いたしまして、今回の計画または条例ではこの地球温暖化対策と環境エネルギー政策を、統合的に推進をしていくというかたちにしたいと考えています。この定義について少し議論していただければと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。委員の皆様方、どうぞ自由にご意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。無ければ、今、1つ気づいたのですけれども、質問なんです、私からですいません、地球温暖化対策の方、対策でPolicyになって、右側の方は政策でやはりPolicyとなってますね。私、内容的にはこれでいいのだと思うのですが、人によってはちょっと、何で政策と対策で同じPolicy何だと言われるかなと思ひまして。はいどうぞ、田中企画幹。

田中企画幹

基本的には、国の方で行政的、一般的に用いられている日本語名で地球温暖化対策と理解しておりますが、国際的にはClimate Change Policyと呼ばれていると理解しておりますので、英語訳としてそのまま使用しました。ただここで「地球温暖化政策」と日本語と同じレベルにしてもいいのですが、一般的に行政等で使われている言葉の方が、多くの人にわかり易いだろうと思ひ、そのままにしてあります。そのため英語と日本語の併記という形にしてあります。

一方井委員長

はい、よろしゅうございましょうか。はい、それでは論点といたしますが、1つ目のところはこの方向でよろしくお願ひいたします。それでは次の説明をお願ひします。

中島課長

次は論点2の目標の設定についてでございます。別紙2をご参照いただければと思います。前回の資料の数値を再精査し、整理したものでございます。前回からの変更点を網がけにしまして、まず変更点だけ申し上げますと、「温室効果ガスの排出量」につきまして2020年の削減率を15%から10%に変更すると、更にその部門別の削減率についてもこの表で整理しているような形にするという変更点がございます。

また、「最終エネルギー消費量」につきましても、この温室効果ガスの排出量と併せまして変更になるのですが、前回の目標から、この2020年と2030年削減率をそれぞれ10～15、2030年については20～30という数値、更には部門別の削減目標をこのように整理をしたいと考えてございます。

また、「最大電力需要」につきましても2020年と2030年の数値を以下のとおりに変更をしたいということでございます。

考え方の詳細は別添どおりでございまして、今回この変更にあたっては、歌川委員の方からご意見をいただきまして、再整理したものでございますので、歌川委員のほうから少し詳細をお願いしたいと思います。

歌川委員

歌川です。2つの点で目標の修正がありました。中央環境審議会でも国立環境研究所が試算し提案している国全体の温暖化対策について、長野県に当てはめた場合の削減量を事務局で計算されました。その計算方法について指摘をいたしました。

1点目は対策前の排出量についてです。対策後の排出量は、生産量推移など出求められる対策前の排出量から、対策による削減量を引いて求めています。その対策前排出量について、基準年ではなく、後年度のものに修正した方がよいと指摘しました。

もう1つは電力の対策についてです。国では、対策前として電力原単位が悪化するケースを想定し、電力の対策分を引いて対策後を求めています。しかし長野県では火力発電所の対策はメインでないので、対策前のケースで電力原単位改善済みと想定、そこから県内の企業や家庭が対策をする対策量を引くという計算に改めることを提案しました。これにより長野県内の排出量計算で、電力会社の原単位改善分が削減に追加されます。その2つの修正を行った結果、部門によっては増え、部門によっては減り、全体の目標がやや小さくなったところです。

ちょっと分かりにくかったでしょうか。すいません。理系の人間の説明で申し訳ありません。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。いまの歌川委員のご説明も含めて、この部分、ご意見、ご質問があればどうぞ。はい、それでは特にご意見もありませんようですので、このところはこの方向で進めるということで、よろしく願いいたします。

それでは次をお願いいたします。

中島課長

それでは3点目ですが、国の目標の設定についてでございます。別紙3をお願いいたします。「自然エネルギー導入目標等について」でございます。前回お出ししたものを再精査したものでございます。変更点だけをご説明をいたしますが、1ページ目は変更がございません。2ページ目でございますが、これは導入目標の「自然エネルギー発電設備容量」の目標の内訳でございますけれども、前は「太陽光」、「小水力」、「バイオマス」この3つについての内訳を整理してございました。こちらの方で精査をして「風力発電」、「地熱発電」、現段階では具体的な事業計画は動いていないのですが、環境省の方でポテンシャルの調査で長野県でも可能性はあるという結果が出ていることもあり、「その他」ということで、この内訳の中に入れております。その結果として、太陽光発電が64万kWから59.1万kWに減ってございます。全体の総量についての変更はございません。

それから次ですが、3ページ目は変更ございませんが、熱についても同じく「バイオマス」、「太陽熱」、「地中熱」ということで、「温泉熱」、「雪氷熱」についても配慮すべきというご意見もございますので、今後精査をしてこの中に加えていけるようにしたいと思っています。今のところはこれで整理をさせていただきます。

それから7ページ目でございますが、7ページ目のこの「自然エネルギー自給率」でございますが、その最大電力需要の数値が前は、300万kWで数値を整理していたのですが、より正確な293万kWという数値で再計算をしていますので、若干この目標の数値が少なくなっています。2050年度の数値は381から377と変更になっています。

それから8ページ目ですが、グラフを足してございまして、最大電力需要が減っていくということと、それから再生可能エネルギー設備容量が増えていくということで、エネルギー自給率の推移を分かりやすく整理をした図を8ページ目の上に入れてございます。それから8ページ目9ページ目でございますが、ここはエネルギー消費量でみたエネルギー自給率の数値でございます。エネルギー自給率の数値が2050年から見ますと、前回69.7という数値を出していたのですが、今回は35.0という数値になっております。この数値の計算はこちらの方の手違いでエネルギー消費削減量

の方の計算の仕方が少し間違っていた関係で、より正当な数値で計算した結果のものでございます。

また、この9ページの下にバランスも入れてございます。こういった形に全体を再精査した結果の数値ということでございます。よろしく申し上げます。

一方井委員長 はい、どうもありがとうございました。いずれも再精査をされて、それが今回の数字に反映されているということですが、いかがでございましょうか。はい、大林委員。

大林委員 あの今回の、私がちゃんと拝見していなかったのもので、大変申し訳ございません。今回のこれ頂いている別紙3にあるこういう20年度、30年度、40年度、50年度の図とか数値というのは前も頂いていたのでしょうか。ですよね。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、第2回専門委員会でもお伺いし、ご説明申し上げました。

大林委員 バタバタしていたので、申し訳ない。ちゃんとあれしないで。あの1つは。

一方井委員長 はい、どうぞ、大林委員。

大林委員 すいません、印象論で申し訳ないのですが、自然エネルギーの増え方として、こうリニアにこういう感じで増えていくのが、果たして現実的なのかという感じは、少しします。

一方井委員長 どうぞ、田中企画幹。

田中企画幹 前のご説明申し上げさせていただきましたが、2030年ぐらいまでは太陽光が大きく伸びていき、その後リードタイムが長いものが2020年くらいから出てくるだろうと考えています。おそらく小水力とかバイオマス、そうしたいわば増え方、普及の仕方の変化というものをタスクフォースで議論いたしまして、このようになるのではないかと予測いたしまして、予測量を設定していったということでございます。

大林委員 それは分かるのですが、むしろ太陽光に関しても鈍化するからどのの
いうことを言っているのではなくて、あるポイントですごく急激に伸びて
いくようなことがあるのではないのでしょうか。

別にこだわりませんが、見たときにこういう順調な感じでずっと行くの
かな。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 1つは目標だということで、こういうふうを増やしていきたいといった
意思だということでございます。もう1つは現在、いろいろある試算のモ
デル、特に国のモデルと言いますか、普及のデータに準じているというこ
とでして、県の方でなかなか将来予測について詳細なモデルを開発するに
は至らなかったということでございますので、そこはご容赦いただきたい。

大林委員 モデルは開発する必要はありません。そのことを言っているのではない
です。ただ今までの海外の実績とか、そういうレベルの話です。どちらも
印象論的な話ですので、これで結構ですが。

一方井委員長 はい、大林委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。
す。その他、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

高木委員 前回欠席してしまったので、その時の議論がちゃんと分かっていない部
分があるかと思うので、勘違い、間違いだったらすいません。

今の再生可能エネルギーの発電のところで見ると、既存の水力設備量とい
うのが、ずっと安定した数値を持っているのですが、大型のダム等で
これだけのスパンで見ると、40年ぐらいで見たときに、使えなくなってしま
ったりするものというのは、考えなくてよろしいのかという質問です。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 その点につきましては、今後ずっと増えもしないし、減りもしない、と
いうことを前提にモデルを作って組み立てて試算をしておりますが、実際
に水力発電がどうなるかということにつきましては、それぞれ電力会社が
多くの場合所有しておりますので、それらがどのようになっていくのかと
いうことについては、私たちの方としても如何ともしがたいということも

ありますので、現在の量が増えもしない減りもしないという前提で、試算をさせていただいたということでございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。どうぞ。

中島課長 ご指摘のところですが、そういったこともありまして、今回我々目標として設定している部分は、既存の水力のところは差し引いたかたちの、その新たに増やすんです。ですから小水力についても既存の部分はとっていきまして、今後県の施策として増やしていく部分だけの数値を目標値としては設定をしているということです。ただ、再生可能エネルギーのその目標、その自給率を計算するときには既存のものも入れますが、県の施策、目標としては、我々としては如何ともし難いものは除くということでございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。はい、それでは目標のところは、意見、その他無いようですので、この方向でお願いいたします。
次お願いいたします。

中島課長 別紙4でございますけれども、長野県の環境エネルギー戦略、全体の「政策体系」を一覧で整理をさせていただきます。前回のものでは、この特徴を整理する段階で省エネルギーの部分と自然エネルギーの部分とを別々に整理しておりましたが、具体的に整理させていただきますし、また右側の網がけした部分ですが、それぞれ想定される具体的な政策についても、整理をしているということでございます。特に体系のところでは前回の指標から変わったところを申し上げますと、1ページ目の左下のところの「エネルギーを特性に応じて適切に使う」というところでございます。「熱は熱で賄う」と、これは大林委員のご意見を踏まえて修正をさせていただいています。前回のときには「熱は熱で賄う」という中身を、自然エネルギーによる熱で賄うということと、それからなるべくその熱については電気からではなくて、ガスとエネルギー源のミックスみたいな、そういった話も入れていたのですが、今回のこの中では熱は熱で賄うということは、自然エネルギーからの熱で賄うということを目指すということで整理をしたいと考えています。

「エネルギーの適正利用」の視点ですが、これについては「エネ

ルギーを利用する時間帯が、過度に集中することを避ける」という「電力需要抑制対策」を入れていただき、さらに省エネ行動が「エネルギー利用の分散化を促進する」そして、「エネルギーの需給情報の把握」「使用時間帯等の集中回避」というのを改めて整理をしてございます。この「使用時間帯との集中回避」の中身としては、電力の需給という課題に対して、ピークカットをするために、なるべく集中して電気を使用しないようにということもありますし、その中にエネルギーの使い方として過度な電気使用ではなくて、熱で利用できるものはガス等から賄っていく。そういった視点も、その中の1つの項目として、整理をするということにしていきたいと考えております。

「自然エネルギー政策パッケージ」でございますが、これについては全体を変えているところはございませんが、この右のところに具体的な政策事項を整理してございます。

上のところはその横断的な施策の体系、そして下半分のところは「自然エネルギー種別ごとの促進策」ということで、今の県の状況に応じて分野ごとの対策について、整理をしていくというかたちになってございます。

また3ページ目でございますが、3ページ目いちばん下「総合的な地球温暖化対策を推進する」ということで「地球温暖化を抑制する」という観点の廃棄物対策、フロン対策、森林の吸収源、地球温暖化適応策、について、それぞれ施策を含めて整理をしているということでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ自由に、ご質問等を。はい、どうぞ、山下委員。

山下委員

「再生可能エネルギーの利用と供給を拡大する」、2ページのところと3ページにまたがる部分に、「再生可能エネルギーによる発電設備を拡大する」の後ろで、「自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える」とか、「種別ごとの促進策を講じる」、その中に更にグリーン熱等とかが含まれているので、構造としては自然エネルギー発電設備の中で政策パッケージがあって、その中に電気も熱も一緒に入っているような形になって整理されているということによろしいでしょうか。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

自然エネルギーに関する政策につきましては、熱の利用であっても普及であっても、電気であっても共通してやる部分、それが「自然エネルギー

普及の地域主導の基盤を整える」。ここに共通して被ってくるということで、熱利用も含めたひとつの政策パッケージとして組み立ててあります。政策体系図の読み方としましては、1ページ目の一番下のところ何ですが、「熱は熱で賄う」の後に、「自然エネルギー政策パッケージ」、それからもうひとつ「再生可能な熱・燃料を拡大する」、これは3ページ目ですが、真ん中の部分です。「自然エネルギー熱供給設備の設置を増やす」の後に「自然エネルギー政策パッケージ」ということで共通して読み込む、という形で見ていただければと思います。なかなか熱利用の部分だけ外して、政策パッケージを作るとしても、結局共通部分も相当多くございます。そうすると非常に分かりにくくなってしまいますので、いったんは政策パッケージというところまでで、読み込んでいただければと思います。

山下委員

分かりました。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

田中委員

はい、飯田市の田中であります。ただいま別紙4の政策体系と、別紙1のこれとの関係性を教えていただきたいと思います。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

元々がこちらの環境エネルギー戦略というものは政策の体系図、つまり持続可能な低炭素エネルギー地域社会を作る、という基本目標に対してすべての政策はどのように連なっているのか、を示した図ということでございます。先ほどの資料1の方は、あくまで地球温暖化対策といわれるものと環境エネルギー政策といわれるものが、何がどういうふうに違うのか、概念が非常にわかりにくいというような意見が内部で検討する中であったものですから、このように概念図として整理をさせていただいたということでございます。そうすると、それぞれの政策がどこに落ちているかという、具体的にきちんときれいに入っているものもあるのですが、横軸で連なっている部分もあるということです。一応大きく概念別に示していきますと、この政策体系図の方でご説明いたします。この政策体系図の左から2番目、「エネルギー需要を県民の手でマネジメントする」の次に「エネルギーの消費量を減らす」というものがございます。「エネルギー消費量を減らす」というのは、基本的には省エネルギー、こちらの概念図にいけますと、省エネルギーというのに該当します。それから「エネルギーを特性

に応じて適切に使う」というのは、別紙1の右上のエネルギー適性利用、と真ん中のピーク抑制ということに被っていきます。それから政策体系図の2枚目の図の方ですが、「再生可能エネルギーの利用と供給を拡大する」ということにつきましては、基本的には自然エネルギーの部分ですが、横軸で自然エネルギー政策パッケージの中には、地域主導でやっていくというのも当然含まれますので、エネルギー自立地域という概念が含まれてくる。それで3ページ目のところですが、3ページ目の「地球温暖化を抑制する」の中の廃棄物やフロン類につきましてはフロン類等対策、それからその下の「木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収、固定化を促進する」というのが吸収・固定化、その下の「地球温暖化に適応する」というのが適応策に入ってくる。概念図ですので、きれいさっぱり入るということではないですが、概ねこのような関係になっていると。ただ概念図のように整理していくと、こんどは政策体系として整理しにくい点が大変ございますので、それぞれ別に整理させていただくということでございます。

一方井委員長 田中委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。それではその他、いかがでしょうか。はい、どうぞ、田中企画幹。

田中企画幹 この図の説明ですが、この政策体系の一番右側が、個別の施策、実施する予定の施策になっております。これらは、すべて政策体系はすべて本文として、計画の中にすべて含まれているということでございます。また本文の中に今回図は描いていないのですが、本文の中にも、計画本文の中にもこれを分解して、本文の中に、図も入れ込んでいく予定になっております。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。それでは特にその他、無いようですので、このところは、この政策体系の形で進めていただけたらと、思います。次の説明お願いいたします。

中島課長 別紙5の指標でございます。前回、この下位目標の指標として提案させていただいたうち、宿題となっていた2つの指標です。まずは「快適な省エネまちづくりを進める」という視点で、交通にかかる指標について検討事項になってございました。また、下から4つめの「フロンの対策」につきましても、宿題事項になってございました。

次のページをご参照いただければと思いますが、今回、以下のような形

で提案をしたいと考えています。まずその快適な「省エネまちづくり（交通）」を進めるうえでのその交通に関する指標でございますが、交通分担率公共交通機関がどういうところで使われているか、交通分担率に関する指標ですが、統計指標により求められた分担率ということで、まずバスにつきましては、営業用バス「都道府県別輸送量のデータ」が活用できます。また鉄道についても「鉄道輸送統計年報」から、JR主要駅の状況客数で按分をしたものが使えます。また乗用車については、「交通部門別輸送機関別輸送量」を自動車保有台数統計データで按分するといった形で、公共交通機関の成果の状況を示す交通分担率の指標が、計算できるのではないかとことです。この理由としては既存の統計を活用しながら県内の交通状況ができる限り反映できる指標だと考えています。

またフロンについてでございますが、今回は複数のフロンの回収、フロンにかかる指標についてご議論をいただきましたが、今回はこのフロンの回収量を指標として提案したいということでございます。これは都道府県知事に届出を行う回収事業者による報告（年間ベース）を用いて、業務用冷凍機器を廃棄する際のフロン類の回収量を把握するというところでございます。この利用としては、既存の統計が活用できるということでございます。ただ前回ご議論いただいたように、これだけで全てフロン対策の現状が把握できるわけではありませんので、より実態把握ができる方法を国の動向も注意しながら、以前桃井委員からもご提案いただいた視点も含めて、今後も検討していきたいと考えてございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。2つの指標のご提示をいただきました。どうぞ、ご意見、ご質問等ありましたら、はい、高木委員。

高木委員 交通の方なんですけれども、現実の道路で移動している方をカウントしていくと、歩行者というのはほとんど無視してもいいくらいの数字ですが、自転車というのは決して無視出来ない数値なんではない気がしていますので、これはどうされますか。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、我々の方でもできるだけ実態が把握できる方法を模索したということがございます。ただいかにせん既存の統計を活用するということはどうしても私たちには前提になってしまいまして、新たに例えば自転車の通行等を把握する方法というものを県独自で開発して、あるいは統計調査を

行っていきますと、その行政コストをどのようにしていくかが、非常に難しくなっています。ですので、そこまで行政コストをかけて把握する必要があるのかどうかというところが、最後、判断のしどころになってくるかと思えます。私たちとしては、たしかに自転車というものは無視できないものがあるかと思うのですが、まずは既存の統計でできる最大限というのが、今回ご提案しているものでございまして、何とか当面これで行ければと考えております。ただ将来的にそうした自転車の統計等を、あるいは事業者団体、あるいはそうした関係団体などが、把握して発表するというのであれば、それを大いに活用してより実態を把握したものにしていきたいと考えております。

一方井委員長 はい、よろしゅうございますか。将来的に検討していきたい、ということでございますね。

高木委員 そうですね。

一方井委員長 ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。はい、桃井委員。

桃井委員 フロンのところ、ありがとうございました。回収量が今あるデータを使えるということで、今回はこれを使ってやっていくということで、いいと思うのですが、引き続き実態把握の方法を今後も検討していくということで、書き加えていただいていますので、ぜひ保有量とか充填量とかきちんと把握できる仕組みを今後模索していただきたいと思います。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 その点につきましては、ここには指標としては書いていないのですが、実際に事業活動に関わる地球温暖化対策計画書制度を運用する中で、フロン類等の把握は努めていく所でございますので、もうひとつその計画書制度の運用の中では、しっかり量を把握していければと思っております。ただ統計として、それが指標的に、そこが減っているから全体が減っているかというところまでカバーしていることが少ないですから、それは指標としてはふさわしくないのではないかと思います。ただそうした計画書制度の実際の運用を含めてできるだけ把握して、削減を誘導して行きたいと考えております。

一方井委員長

はい、桃井委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。はい、それでは特に無いようですので、評価指標はこの方向でよろしく願いいたします。では最後に再生可能エネルギー計画書制度、よろしく願いします。

中島課長

別紙6をお願いします。「エネルギー供給に係る地球温暖化対策等の計画書・協定制度」でございます。これにつきましては、これまでの制度が電力会社、電気事業者に再生可能エネルギーの導入の計画を出していただくといった制度でしたが、FITの導入に伴い全体に衣替えをして、エネルギー供給事業者全般、ですから電力会社以外にもガス会社、石油会社等についても対象にしていくと、いうことで全体に整理をしております。

前回の資料では、計画書の義務付け、電力会社への計画書の義務付け、ということを中心に整備をしておったのですが、今回協定制度ということでも更に整理をしております。

2の「内容」を見ていただければと思いますが、電気事業者、県内に電力を供給する事業者に対しては、計画書の義務付けということで、最大3カ年の、電力供給者側からの温暖化対策等の促進に係る計画書を作成するというところでございます。内容等については変更ございません。

協定制度を整理しておりますが、これはガス会社、あるいは石油販売会社でございますけれども、県内で数多くありまして特にそのLPの販売やまたは石油販売は非常にその小さな事業所も多いことから、たとえばガス協会、LPガス協会といった県的な業界団体でございまして、そういった団体と県が協定を結ぶことへの努力義務を設けたいということでございます。この協定を結ぶ内容は、それぞれの事業者で自然エネルギーや、省エネ等の温暖化対策への環境エネルギーの取り組みをしていただく作業について、ご報告いただくことございまして、こういった業界団体と県との協定を通じて、個別会社における温暖化対策等の取り組みを推進していただくというものでございます。こういったかたちで計画書と協定制度をご提案したいということでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。それではこの計画書、協定制度でございます。ご意見ありましたら。これは具体的にはその普及拡大のために通じる措置、県側の政策が多いのでございましょうか。どうぞ田中企画幹。

田中企画幹

ご説明申し上げます。これは県側ではなくて、あくまで事業者側が講じ

る措置ということでございます。どのようなものが想定されるかといえますと、例えば自然エネルギーの普及、供給拡大のために講じる措置ということで、太陽熱温水器に関する情報を提供していく、もしくは電気であればそうしたものを受け入れるための設備を拡大していくとか、あるいは広域の連携をしていくとか、そのような措置が示されると考えています。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。当然県の方もそういうものをサポートしていくということになるわけですね。はい、田中企画幹

田中企画幹 はい、サポートと言いますか、当然協定を結んでその状況を広く県民に伝えて、より自然エネルギーや温暖化対策の促進をはかっていこうというものでございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。はい、田中委員。

田中委員 飯田市の田中でございます。たびたびすいません。ただいまのこの件と、それから先走りしてすいません、次の項目、条例案の骨子、後ほど資料を読んでご説明いただけるという理解で、ありがとうございました。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。はい、それでは特に無いようですので、以上で「長野県環境エネルギー戦略(素案)」の審議を終わりたいと思います。大変、いまのところ順調に進んでおりまして、このへんで休憩をと思いましたが、ちょっともう休憩はよさそうですので、次に第2の項目に進んでいただければと思います。

中島課長 資料2と資料3を説明したいと思います。この資料2は今回ご議論いただいて、整備をしました新しい新計画の概要、そして資料3は新計画の素案ということでございます。

まず資料2をご説明いたしますが、この新しい計画の名称ですが、前回のご議論を踏まえまして、「長野県環境エネルギー戦略」を正式なタイトルとし、副題として、これまでの継続性がわかるように、「第三次長野県地球温暖化防止県民計画」と整理してございます。最初に説明しましたとおり、今回は環境エネルギー政策と地球温暖化対策を統合的に進めていくものでございますけれども、全体を包含する言葉が現段階ではないので、環境エネルギーという言葉と地球温暖化防止という言葉、両方タイトルとして

使うというかたちで、総合的・統合的に示していけるということでございます。

まず左側に基本目標を整理しています。「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」というような基本目標が目指す姿でございます。

左上でございますが基本的な事項ですが、目的としては実効性の高い地球温暖化対策と環境エネルギー政策の方向ということでございます。この計画の根拠でございますが、国の地球温暖化対策推進法、そして長野県地球温暖化対策条例でございます。なお、国の法律は2012年までの京都議定書達成をベースとした法律でございますが、国の方に確認したところ、今年中に地球温暖化対策推進法の改正案か、または新しい法律で2013年以降の法律制度は国がつくって、そのほかにこれまでと同じように地域の実行計画、区域施策編と事務事業編を同じようなかたちで位置付けるというような方向であるということでしたから、今後とも国の動きが少し変わる可能性があります、基本的には国の法律に基づいた計画として位置づけるということでございます。また、長野県の地球温暖化対策条例を根拠にすることでございます。

期間につきましては、2013年から2020年までの計画ということでございます。また目標でございますが、これまでの計画は温室効果ガス排出量だけだったのですが、今回は温室効果ガス排出量と最終エネルギー消費量、最大電力需要、自然エネルギー導入量、自然エネルギー発電設備容量の5つの目標を計画の目標として設定するということでございます。目標値については、ここに記載したとおりでございます。こういった目標値から導き出される数値である、自然エネルギーの自給率としてはこの自然エネルギー発電設備容量による自給率、そしてエネルギー消費量による自給率の2つを計算してございます。右に政策体系ということで、先ほどご議論いただきました政策体系の骨格で整理をしてございます。大きく「エネルギー需要の県民の手によるマネジメント」、「再生可能エネルギーの利用・供給の拡大」そして「総合的な地球温暖化対策」、この大きな3つの柱で整理をするということでございます。

それぞれにこのように整理してございまして、右端の方には政策をそれぞれパッケージ化するというので、主要な部分を整理してございます。この政策パッケージというのは、制度とそれを補完する政策、補助金、助成、予算、税制、そういった制度とその制度をうまく運用するための必要な施策、予算、そういったものとの総合的にパッケージとして、構じていくということ整理をしたものでございます。

上から見ていきますと、「家庭の省エネ政策パッケージ」(家庭のエネル

ギー消費を効率化・抑制する)これにつきましては、家庭の省エネラベル掲出制度の拡充・家庭の省エネ診断の実施、という核となる政策として提案をさせていただきます。

また、「事業活動省エネ政策パッケージ」(事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する)これについては先ほどの事業活動に係る計画書制度、中小規模事業者向けの対策、他の事業者の模範となる先進的なモデルづくりとして、協定制度の創設、事業者間の連携・協力を促進しまして、これまでも行っていた協議会があるのですが、そこを発展させて業務部門別の協議会の開催について整理をさせていただきます。

建築につきましては、「建築物省エネ政策パッケージ」ということで、新築につきましては環境エネルギー性能評価制度の創設、既築建築物については断熱性向上をするための断熱改修の促進と位置付けてございます。

「交通まちづくり省エネ政策パッケージ」でございますが、環境負荷の低い交通・運輸への転換として、この事業者の計画の中に来客交通計画書制度、物流計画書制度を創設するというところでございますし、また自動車使用に伴う環境負荷の低減としては、これまでも行ってきたものですが、自動車環境情報提供制度、アイドリング・ストップ実施周知制度、そういった制度を位置付けております。また環境負荷の低いまちづくりとしましては、未利用エネルギーの活用検討制度、そして今後、国のいわゆる「低炭素まちづくり法案」も通りましたので、その法律の活用と通じて、市町村の低炭素のまちづくりの促進ということでございます。

次のところは、この「エネルギーの特性に応じて適切に使う」ということですが、「熱は熱で賄う」ということにつきましては、自然エネルギー政策パッケージのところをご参照いただきます。

「エネルギーを利用する時間帯が過度に集中することを避ける」でございますけれども、電力需要抑制対策としてこのエネルギー供給に係る計画書制度の中で、需給状況を把握するというところでございますし、また「使用時間帯等の集中回避につきましては、昨年度より県が実施をしている夏・冬の節電運動「さわやか信州省エネ大作戦」を今後とも、継続をして実施していくということでございます。

また再生可能エネルギーの部門でございますが、「再生可能なエネルギーによる発電設備を拡大する」につきましては「自然エネルギー政策パッケージ」ということで、自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整えるということで、情報を共有する体制、自然エネルギー信州ネットや市町村研究会の活用、または自然エネルギー事業の知見を生み、改良し普及する仕組みとして人材育成、地域主導型ビジネスモデルの開発支援、自然エネルギー

一の事業の経験を促進し、リスクを軽減する取組として、地域のニーズに応じた支援等の整理をしてございます。また、エネルギー種別ごとにつきましてもここで整理しているようなかたちで、エネルギー種別ごとの促進策を講じる策を整理していきたいと考えております。

また、既存の一般水力発電設備につきましては、中部電力の取組みは難しいのですが、長野県の方も公営電気事業を展開しようと思っており、効率的な電気事業の展開、企業局のノウハウの自然エネルギーの普及というかたちで、取組みを整理してございます。

自然エネルギーの熱供給設備の設置を増やすというところですが、自然エネルギー政策パッケージ、横断的な取組みは発電のところと同じでございますけれども、それぞれ太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、それぞれエネルギー種別ごとの政策も整備をしていきたいと考えています。

また、電気自動車等の次世代自動車の普及と非化石燃料への利用転換でございますけれども、これは「交通まちづくり省エネ政策パッケージ」の次世代自動車の普及ということと、「自然エネルギー政策パッケージ」の中のバイオ燃料の適正な利活用推進を位置付けてございます。また、総合的な地球温暖化対策の推進に関しましては、地球温暖化を抑制するものとして、廃棄物、フロン対策、森林吸収源を整理してございまして、廃棄物については「長野県廃棄物処理計画」に基づいて、循環型社会の形成を推進し、またフロン類等の対策につきましては、今回事業活動に係る計画書制度の中で、またはその事業所等との協定制度の中で、取組みを進めていくということでございます。吸収源につきましては、「長野県森林づくりアクションプラン」に基づいた取組み、そして地球温暖化の適応策につきましては、「地球温暖化適応策パッケージ」ということで、地球温暖化の影響を把握、予測、または地球温暖化の影響による適応策を進めるという観点で施策の整理をしてございます。

この概要にはポイントのみの整理をしてございますが、資料3では、長野県環境エネルギー戦略を、新計画の素案として整理してございます。時間の関係で目次だけとしますけれども、基本的な事項として計画策定の趣旨、計画根拠、計画期間、定義を整理し、また第2部としては現状と課題、国際社会の動き、国内の動き、そして長野県の現状と課題を整理しております。第3部につきましては目標ということでビジョンには基本目標、目指す具体的な姿、目標につきましては、それぞれの目標についての考え方、更にはエネルギー自給率の考え方について整理してございます。

目次2ページの第4部でございますが、政策ということで、先ほど示した政策体系に沿って、エネルギー需要を県民の手でマネジメントする、再

生可能エネルギーの利用と供給を拡大する、総合的な地域温暖化対策を推進するという観点で整理をしてございます。

第5部ですけれども、関係主体の役割、県民への期待、地域への期待、県の実行体制ということでございます。39ページをご参照いただければと思いますが、先ほどの政策体系図に沿ってそれぞれの政策について、時間的な取組みを整理してございます。

39ページですが、エネルギーの消費量を減らす、エネルギーの需要を県民の手でマネジメントするということでございますけれども、1点目としてエネルギーを効率よく使用し、省エネ型の家庭用機器や産業機器を普及するというところをございまして、まずその指標につきましては、この電気・ガス・石油製品使用量、ここ全体の政策パッケージの指標とする。「家庭の省エネ政策パッケージ」につきましては、家庭のエネルギー消費を効率化・抑制するというところで、「家庭用機器の高効率化」「家庭用機器の効率的使用」この2つの観点から具体的に取組み政策について整理してございます。

同じようなかたちで、その個別の政策ごとに指標と基本政策パッケージを整理していくようなかたちになってございます。また、いくつか委員の中からもご意見をいただいているものは、間に合ったものには反映してございます。24ページ目のところには目標として、第2節以降は目指す具体的な姿ということで、昨年度の地球温暖化対策戦略検討会の提言書ビジョンを抜粋してございました。ここについて、いくつかご意見をいただいておりますが、そのご意見を踏まえて、今後はこれを基本に少し文章ではなくて、イメージを作成をして、そのイメージの中に必要なキーワードを整理するというかたちで、全体再整理をしたいと考えておりますので、お示ししました。こちらからは以上でございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。今までの議論を踏まえて、1枚紙と環境エネルギー戦略の素案という形でご提示をいただきました。どうぞ、適時コメント等ありましたら、各自出していただければと思います。どうぞ、桃井委員。

桃井委員

ありがとうございます。すいません、私が締め切りに間に合わず、後になって意見を出したものですから、それが反映はされていなかったの、改めて意見として申し上げておいてよろしいでしょうか。いくつかあります。まず1点目なのですけれども、これまでも何度か話に出てきているのですが、今回京都議定書の対象ガスが、このあいだのCOP17で追加されま

して、新たな HFC の物質と 3 フッ化窒素 NF3 が追加になっています。おそらく国の法律に基づいてということですので、国の法律に入ってからということなのかな、と思ったのですが、改めてそこは確認させておいていただきたい、3 フッ化窒素をいまここで入れておいた方がいいのではないか、と思っておりますがそれについてどうか、ということ。それからもうひとつフロン類という言葉が、今までずっと出てきているのですけれども、この計画書の中でそれが定義付けられていまして、第 2 章、国内の対策のところ、第 1 節 1 の排出状況のところ、フロン類というものが炭素以外の温室効果ガスということで、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF6、この 5 ガスがすべてがフロン類等に入ってくるという形なんですけれども、実際対策でイメージしているもの中、というのは、おそらくこれ HFCs、PFCs、SF6 の F ガスのところではないのかなと思うのです。メタンとか一酸化二窒素というのは、ほとんどこの中の対策に入らないということもあって、ここは少し区別しておいた方がいいのかな、というのが意見です。対策の方にフロン回収破壊法に準じて対策を行うということがありますが、フロン回収破壊法の中で、フロン類と言った時の定義というのは、CFC、HCFC、HFC、のこの 3 ガスです。ですから、そのところ少し定義をしっかりと分けておかないと、法律との不整合が生じてくるのではないかなという懸念があります。ですから、ひとつひとつ、フロン類等とかというような言葉ではなく、もうガス毎に、その度にきちんと、言っていくというのがわかり易くていいのかな、と思いますけれども、そのような形に修正していただけたらというのが、ひとつです。もう 1 点は、ちょっとどこに入れていいかわからないのですが、国内の中での状況として、もう少しフロン対策をめぐる現状を位置づけて、きちんと書いておいて頂きたいというのが、希望としてございます。中身については、意見の中で先日お送りしていますので、改めていまのフロンが放出されている現状、これから放出が増加していくという予測を含めて書いておいていただけたらと、いうふうに思っています。最後になりますが、対策のところ、フロンに関しては、協定制度の中に位置付けるというようなことを明記させていただいています。これは非常にありがたいと、思っているのですが、私のイメージとしては、事業者とのフロン対策の協定というと、真っ先に思いつくのは、現状ではフロンを使っている製品を、ノンフロン化していくというようなところで、協定が成り立つのではないかと考えていまして、そのノンフロン化というのが今回の対策の中にまったく触れられていないものですから、まずはノンフロンの製品の普及の促進というところを、対策の 1 番に位置づけておいていただくと、協定についてのイメージというのも、多くの人に

伝わるのではないかというふうに、思っています。以上です。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。4点ございました。はい、それでは田中企画幹をお願いします。

田中企画幹 すでに文書でいただきましたが、直前だったものですから、こちらの作業が間に合わず、反映できませんでした。基本的にはできる限り反映する方向で、修正していきたいと考えています。なお1番最初、第1点目につきましては、こちらの計画の温室効果ガス排出量という中で、計画のこの目標の中で反映させる数値としては、今のところなかなかすぐには難しいと思っておりますが、実際に、製造業計画書制度、事業活動等、対策等に係る計画書制度等の運用の中で、ご意見の趣旨はしっかり反映してきたと考えております。いずれにいたしましても、ご意見につきましては、できる限り入れていく、修正を入れていくという方向で、修正案を作りたいと思っております。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。それではその方向で、よろしく願いいたします。はい、山下委員。

山下委員 細かい指摘2点と、後3点指摘ですね。まず最初細かい方だけ先に言ってしまいますと、たぶんコピーペーストのミスだと思いますが、左側の自然エネルギー発電設備容量拡大の方で、一番下のところですね。「基準年度最終エネルギー消費量に占める割合」となっているのですが、これは最大需要に占める割合かと思えます。下のエネルギー自給率の方ですね。上の方の、自然エネルギー発電設備容量による自給率とありますが、おそらくこれも再生可能エネルギーということだと思います。これは修正しないとイケないと思えます。その他3つの指摘としては、まず1つ目が、基本事項の中で環境エネルギー政策の方で、エネルギー自立地域という言葉を入れていて、下の方だとエネルギー自給という言葉が出てきて、ぱっと見るとわかりにくいかもしれないと思えました。エネルギー自立地域という言葉自体が新しく、どこかの権威ある機関が定義しているというわけでもないで、置き換え可能であればエネルギー自給としてしまった方がいいかもしれません。2つ目が、以前は自然エネルギー自給率にしようか、再生可能エネルギー自給率にしようかと言っていましたが、エネルギー自給率という言葉にシンプルにまとめてもらって、よろしいですかね。3つ目が重要な所をプッシュしておきたいということで、右側の政策体系の再生可

能エネルギーの利用・供給の拡大の上の方ですね、自然エネルギー政策パッケージの中で、三角の2つ目、「自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み」の中で地域主導型ビジネスモデルの開発支援ということで、本文にはもちろん書いているのですが、ビジネスモデルと言う時、誰がやるのかが大事なのですが、ファイナンスというのが非常に大事だと思っています。本文を読めばファイナンスもしっかり書いてあるので、ただ概要しか見ない人もたくさんいると思います。そういう意味では、ファイナンスと一言入れて強調しておきたいなというところです。以上3点です。

一方井委員長 はい、田中企画幹をお願いします。

田中企画幹 ご指摘の点については、修正してまいりたいと思います。なおエネルギー自給率につきましては、いろいろ呼び名を考えたのですが、長くなってもいけないと思ひまして、シンプルにエネルギー自給戦略としました。エネルギー自立地域との関わりについてはご指摘のとおりです。検討して修正して行きたいと思います。

一方井委員長 はい、それではよろしくをお願いします。その他いかがでございましょうか。はい、並木委員。

並木委員 ご説明ありがとうございました。私も意見を提出させていただいたので、改めてその意見を申し上げさせていただきます。細かい意見については省略させていただきますが、ひとつ気にしていたのが、本日の資料にはなかったのですが、県の関係部局にこの素案についての意見照会の結果に、環境部自然保護課、建設部河川課、砂防課等の原課からの意見が掲載されていなかった点です。細かいことですが、例えば、大規模な地熱発電や風力発電の施設整備を行う際には、事前に環境影響評価をすること等により、自然環境に慎重な配慮をすることが自然公園法施行規則等に規定されておりまして、具体的な施設整備の実施には自然保護課等との連携が不可欠だと思います。その他にも、適応策として特に公共事業等を行うときには、原課との連携は不可欠だと思います。県の関係部局の特に原課とも十分意思疎通を図り、連携をさせていただいているとは思いますが、そういう理解でよろしいのでしょうか、ご説明等をお願いします。

一方井委員長 田中企画幹をお願いします。

田中企画幹 「素案」の60ページを開いていただきたいと思います。ただいまのご質問は要は温暖化対策課だけでまだやるのか、他の部局とどう連携するのか、というお話だというように思います。「第4章 県の実行体制 第1節進捗管理 1進捗管理の方針 」ここで「全庁組織による実行」ということで明記をさせていただいております。知事及び全部局長で構成する「長野県省エネルギー・自然エネルギー推進本部」これは既に現在ございます。この「推進本部」を本計画の実行組織といたします。ですので当然この計画も温暖化対策課の計画ではなくて、県の関係部局を含めた総合的な政策の体系になっております。したがってこれらの政策を推進するときには、関係部局、アセスも含めまして関係部局としっかり連携して、連携調整してやっていくということを考えております。以上です。

一方井委員長 中島課長

中島課長 それから、今回つくる段階でも、関係部局と、全ての関係部局から意見を聞いておまして、その各部局からの意見もこの中できちんと反映をしておりますし、またご指摘のあった地熱発電とか風力発電のところも、現在の記述の中でも、たとえば47ページの下でございますけれども、地熱発電については、自然公園などの景観や生物多様性に対する影響に配慮しつつ普及を進めますと、風力発電につきましても、48ページの上でございますけれども、自然環境や景観等に配慮しつつということで、ご指摘の自然環境との両立は非常に重要な視点だと思っていますので、今後とも我々はそういった視点で関係部局と調整しながら進めていきたいと思っています。

一方井委員長 並木委員、よろしゅうございますか。

並木委員 はい、ありがとうございました。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。どうぞ田中企画幹。

田中企画幹 ご意見踏まえて一部修正を加えておりますので、またご意見等ございましたら別途いただければ反映はさせたいと思っています。ただ次の環境審議会に報告を出すのを1回中間報告とさせていただきますので、来週の前

半中にいただけると助かります。そこまでに頂いたものにつきましては極力反映に努める、ただそれ以降も本報告までに3ヵ月ほどありますので、それ以外の点にも本報告までにいただければ、適宜修正をしていきたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。それでは今日のところはよろしゅうございましょうか。それではいま田中企画幹の言われたように、試案をよく読んでまた何かありましたら、来週早いうちに、次の審議会は木曜日だったと思いますので、月曜日、遅くとも火曜日ぐらいまでに出していただけたらと思います。それでは3つのうちのひとつがこれで終わったのだと思いますが、どうしましょうか、休憩とりましょうか。はい、それでは10分間休憩取りますので、55分から始めたいと思います。よろしく願います。

休憩

一方井委員長

それでは皆さんお揃いのようなので、後半始めたいと思います。それでは会議事項の(2)「長野県地球温暖化対策条例改正に係る主要事項骨子(素案)について」ご説明をお願いします。

中島課長

それでは資料4をお願いいたします。長野県地球温暖化対策条例改正案の主要事項の骨子を整理してございます。

ご条文の内容に沿って整理してございます。

まず第一、目的でございますが、今回、地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合的に推進していくといった観点から、地球温暖化対策及び、環境エネルギー政策、この二つをまとめて「地球温暖化対策等」と以下表現してございますが、こういった政策の視点をいれております。ただ3行目でございますけれど、この戦略の基本的な目標でございます「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会を構築すること」そういった視点の目標も入れてございます。ただ定義にも加える予定でございます。

第二は責務でございます、県や事業者の責務を規定してございますが、そこにも地球温暖化対策及び環境エネルギー政策に関する視点を加えつつ整理をしたいと考えています。

第三は計画でございます。ここでは県の計画の策定の根拠となっている条文がございまして、ここにつきましては、県の事務事業計画、県の率先実行計画でございますが、当然県としても現在作っておりますが、そこに条

例上の根拠がありませんでしたので、事務事業の計画に係る根拠規定を追加したいと考えています。

また第四でございますけれど、現行の条例では「教育及び学習」「広報活動」、そういった視点で条文がございましたが、政策・技術等の「研究」、そういった視点も今後必要になってくるものですから、追って研究に係る取組を明記するというところでございます。

また第五でございますが、ここは大規模事業者に対する排出抑制計画書制度の根拠というようなところでございます。ここにつきましては前回ご議論いただきました制度改正に基づきまして、まず標題も「事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度」というかたちで名称も変更しまして、また今回主要な改正事項であります指導、助言、評価、表彰、そういった視点を入れるために第四項として、「必要な助言、指導、評価、表彰その他必要な援助を行うことができる。」という規定や、第五項として、「必要な報告又は資料の提出を求め、その職員に事業所その他の事業場に立ち入らせ、必要な調査及び質問をすることができる。」といった文言を入れてございます。

またこの中には自動車環境計画書制度を統合して交通物流等の視点も加えていきたいと考えてございます。

またその対象者の範囲を、拡大するとしてございます。

以下、次のページですが、第六条ですが「事業活動に係る地球温暖化対策等協定制度」でございます。ここでは現行の条例では「24時間事業者との協定」ということで位置づけておりましたが、今回は「事業活動地球温暖化対策等協定」として、特定の事業者にとどまらず、意欲的な事業者と協定を締結できるようにすると、そういったための根拠の条文として作成してございます。

第七、第八、第九については既存のものを継続していきたいと考えています。

第十ですが、既存の条例では建築物環境配慮計画書制度でございました。今回、前回の議論を踏まえまして、環境エネルギー性能評価制度を入れていくということでございますので「建築物に係る環境エネルギー性能評価制度」というかたちとし、「建築物の環境エネルギー性能の説明、掲示、届け出」の義務付けというのをこのように入れておきたいと考えています。

第十一ですが、「建築物の自然エネルギー導入検討制度」も導入することにしてございますが、これも同じく、導入可能性の説明、導入結果の掲示、届け出、を規定するものでございます。

また、第十二でございますけれど、現行の条例の「再生可能エネルギー

計画書制度」を、エネルギー供給事業者全般を対象とする「エネルギー供給に係る地球温暖化対策等計画書制度」というかたちに変更し、「地球温暖化対策等の計画策定をし、実績と合わせて報告する制度とする」ということとさせていただきます。今回、新たに導入することになった条例事項、国民の権利義務にかかわる、そういった条例事項について、この条例を中心に、その条例の中に作っていくということとさせていただきます。

一方井委員長 ご説明ありがとうございました。では条例の改正案2ページにわたっておりますので、最初の表側の方はいかがでございますでしょうか。何かコメント等ございましたら、ご自由に。はい、どうぞ、田中委員。

田中委員 確認的に、1点教えていただきたいと思います。第五項でございますが、今回の新設部分だと思いますが、これは当然のことだと思うのですが、(第五項の二)の任意提出者への適用はないという理解で、よろしいのでしょうか。第一項の(第五項の一)対象のみでしょうか。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、その点につきましても、これから詳細の制度設計を進めていくところでございますが、基本的には事業所で原油換算エネルギー使用量1,500kL以上というところは当然大規模事業者として対象になります。1カ所で、当然全体合わせても1,500kLに達しないところが中小ということになりますので、そうしたところを全部見ていく、とういうのは現実的ではないのではないかと思います。ただ実際の運用の中でたとえば一定程度見て回る余裕があれば、その中での大規模なものを見ていくことも、可能性としては十分あるかもしれません。ただそれは今後運用のところを検討するところでございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございますでしょうか。はい、それでは裏の方、第六から協定制以下のところはいかがでございますか。はい、田中委員。

田中委員 たびたびすいません。お願いいたします。これも確認的なことで、申し訳ございません。第十でございますけれども、第一項ですが、説明しなければならぬと義務付けがございますが、具体的にはこの説明というのは、その方法とかその程度について、規則におとすみたいになるのでは

ようか。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

その点につきましては、ここは煩雑になりますので、あくまで主要事項ということで、省いてありますが、知事が指針を定めると規定を設けようというところ考えております。その指針の中で、そのような具体的にどうやっていくのか、ということの規定するよう考えております。

一方井委員長

はい、田中委員。

田中委員。

ありがとうございます。そうすると第十一の第1項の説明も同様という理解で、よろしいでしょうか。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

第十一項もそうですし、第五項の事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度その他においても指針を定めることが適当だと思っています。今後検討して、例えばこの部分は規則で定めるのは難しいですね、ということになれば指針を策定するというような規定を設ける、ということを考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。田中委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それではその他、いかがでございますか。はい、どうぞ、高木委員。

高木委員。

前回の条例の作成に関わったものとしては、前回踏み込めなかったところに踏み込んでいただいて、大変嬉しく感じているのですが、第七のアイドリングストップのことなのですが、現行の条例を基本とするで結構なんですけれど、当初我々が想定していたのは、ある程度以上の駐車場に行くと、アイドリングストップしてないとちょっと居づらいよね、という雰囲気になるかなと思っていたのですが、実態としては、私も自分が言い出した関係上見てはいるのですが、よく見ると書いてある状況です。スーパーで奥さんが買い物している間に、だんなが車の中でクーラーかけっぱなしの状況が、ちょっと居づらいよね、という状況になっていないのですね。この文章はそれでいいですけど、実際の部分では、もうちょっと一工夫

が必要かな、と感じておりますので。

一方井委員長

田中企画幹。

田中企画幹

我々も同様の意見を持っておりまして、非常に難しいのは駐車場というのは非常に沢山あるものですから、すべてを看板が小さいですとか、見えにくいですとかチェックするというのは、行政コスト的に非常に厳しいと思っています。例えばそうしたものを10の広域事務所で一人ずつ雇うとなりますと、掛ける人数の人件費ということになりますので、本当にその実効性をどう担保していくのか、アンケート等で促すことは当然こちらも進めておるのですが、それ以上にもう一步踏み込んでいくにはそこはどうしたらいいのか、正直悩んでいるところでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ、今泉委員。

今泉委員

いまの駐車場の表示がなかなか難しいというのと、たぶん同じ話になると思うんですけど、第十のエネルギー性能を掲示しなければならないというのが、具体的にやる時に例えばドイツの例を参考にさせていただければと思うのですが、入口で一番わかり易いところ、すべての出入口に対して一番わかり易いところ、これはどこと限定するわけではないけれど、すべての出入口で一番わかり易いところにする、それなりの効果があるということで、というのがドイツの基準になっていますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

ご指摘の点につきましては、第十の二、「建築主は、建築物の環境エネルギー性能を掲示しなければならない」ということで、当然指針に基づいて掲示するということになりますので建築主、これは米印、*1にあります。300㎡以上の建築物の新築は、こちらで考えているのは、基本的には個人用の住宅ではないもの、多くの人が入り出して使うものにつきましては、ロビーや出入口等、多くのそこを使う人が出入りする場所に、その環境エネルギー性能の表示、書類というのでしょうか、ペーパーを掲示していただく、このように義務付けるということを考えています。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。その他、はい、青木委員。

青木委員

第四条の研究、教育及び広報の部分で、一項で技術その他必要な知見の研究とを推進すると明確にしたということですが、文章の中の「技術その他必要な知見の研究」の振興は、地球温暖化対策では広範囲にわたり、多分野が関わってきます。面的に網羅していただけるような考え方でぜひともお願いしたい。それともう1点、第五条、四項の知事の「必要な助言、指導、評価」、表彰」の次にある「その他必要な援助」の内容について、これは指針等で示されるのだと思いますが、いま想定されている「必要な援助」とは何か、参考に教えてください。

一方井委員長

はい、田中企画幹、お願いします。

田中企画幹

まず最初の点なのですが、政策、技術、その他必要な知見、ということで広範囲に関わるものを規定しようと考えております。このように即座に義務とか規定を及ぼすものではないのですが、今後県がこうした政策を進めて行く時の、ひとつの根拠になっていくということでございます。もうひとつ、第五の「知事は、必要な助言、指導、評価、表彰その他必要な援助を行うことができる」、いうことの「必要な援助」でございますが、これは現在特にこれを行います、ということを決めているわけではないのですが、その都度何か必要が出てくれば、あるいはそうした財源を確保することができれば、その時に応じてやって行くための根拠だ、ということでございます。必ずやらねばならない、ということになれば私たちも苦しい、財政的にも苦しいところがあるのですが、そうしたことができるという根拠にしておきまして、将来そうした機会が訪れるときには、もしくは近い将来かもしれませんが、それができるようにしておきたい、方向性としてはこういうことでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。青木委員、よろしゅうございますか。はい。それでは、その他いかがでございますか。はい、それでは特にないようですので、この2番目の会議事項は、今回の方向でよろしく願いいたします。3番目の「長野県環境審議会への中間報告について」ということになりましょうか。説明をお願いいたします。

中島課長

資料5でございます。本日議論いただいたもので、必要な部分を修正して、来週9月13日の環境審議会で、こちらの素案、内容について報告をしたいと考えております。その審議会では一方井委員長さんにお越しいただ

いて説明していただく予定にしております。この資料5につきましては、その説明に際して、検討経緯を、経過を整理した資料でございます。趣旨、内容、検討状況でございます。これまでの専門委員会の開催状況、タスクフォースの開催状況、そして、ステークホルダー会議の開催について記述しております。また、今後のスケジュールを整理しております。なお、このスケジュールでございますけれども、環境審議会で中間報告をおこなった後、必要に応じてタスクフォースを開催しながらパブリックコメントを行います。そして、ステークホルダー会議は10月19日に開催をしまして、この時には委員の皆様もご都合がつく方にはご参加いただければありがたいと考えています。

さて、地域懇談会ですが、長野県の地方事務所が10カ所あるのですが、その地方事務所管内10カ所で、それぞれこちらの素案を紹介して、地域関係者と意見交換をしてみたいと考えています。

こういった過程を経て皆さんからいただいた議論、また県庁内部の関係部局とさらに検討を進めまして、こちらの「計画の案」、「条例案」を整理して、12月21日、次回の専門委員会で最終報告を議論いただいて1月には環境審議会に答申と、そして2月の県議会で新計画の条例案の提出、というスケジュールで考えてございます。

次のページでございますけれども、前回環境審議会に諮問しましたが、その際に出てきた意見をどのように対応したかということを整理しているものでございます。あと添付資料ということで環境審議会に提出する資料としては、この素案の資料2と資料3、概要と計画の素案、そして参考資料としてつけておりますが、前回ご議論いただいたそれぞれの政策の概要にあたる部分、事業活動、建築物、家庭、エネルギー供給に係る計画書制度、それぞれ制度の概要に係る資料、そして先ほどご覧いただいた条例の改正案、主要事項、を一式としたいと考えています。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。それではこの「資料5」について何かコメント等ございましたら、どうぞお出しください。はい、それではよろしゅうございませうか。いずれにしても、私が来週、審議会でご説明させていただくこととなりますが、今日いただいたご意見をできるだけ反映させた形で添付資料を作成したいと考えております。事務局もそうしていただけるということですが、これからいただく意見で反映しきれないことがあるかもしれせん。あるいは委員の皆様方に確認までは取れないかもしれませんが、その場合は私と事務局の方に一任いただけますでしょうか。ありがとうございます。それではそのようにさせていた

だきます。いずれにしても、先ほど事務局から説明がありましたように、最終報告までにはまた皆様方の方にフィードバックできる機会がございますので、その時にまたもしか何かありましたら、ご意見頂ければと思います。そういたしますと、本日予定していた会議事項はすべて終了いたしました。何か皆様方、委員の皆様方からご発言がございますでしょうか。

中島課長

情報提供（並木委員が追加説明）

一方井委員長

それでは今日は皆様方のご協力により、予定よりかなり早く終わることになりました。本日の会議はこれで終了いたします。それでは事務局の方に司会をお返しいたします。

田中企画幹

一方井委員長さん、どうもありがとうございました。また委員の皆様、熱心な議論どうもありがとうございました。さて、次回の委員会は12月21日、金曜日を予定しております。また10月19日にステークホルダー会議も予定されてございます。12月21日の委員会では環境審議会への最終報告案についてご議論いただきたいと思います。それでは以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。